

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年5月31日現在

機関番号：14301

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2011～2012

課題番号：23830033

研究課題名（和文） マクデブルク参審人団についての実証的研究——中世中・東欧都市法研究への基礎として

研究課題名（英文） Empirical research on the Magdeburg Bench as a fundament for the study of medieval municipal law in Central and Eastern Europe.

研究代表者

佐藤 団 (SATO DAN)

京都大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：30612387

研究成果の概要（和文）：本研究ではマクデブルクの参審人についてプロソポグラフィ的検討を行った。その際、文書館所蔵の未刊行史料や公刊されている史料集、さらには大学の学籍簿などを用いて、マクデブルク参審人団の構成員について、その出身家門、血縁・姻戚関係、教育的背景などを解明した。またこの調査の結果から、マクデブルク参審人団が16世紀以降、大学教育（特に法学教育）を受けた者の参入により、その性格を大きく変えていく点についても示した。さらに、マクデブルク参審人団の最終期についても新史料を基にその一部について明らかにした。

研究成果の概要（英文）：In this project, a prosopographical research on the member of the Magdeburg Bench was carried out. On the basis of unedited documents in several german archives, edited sources and the matriculation registers of the medieval universities was found out that the origins, consanguinity or affinity and educational background of the member of Magdeburg Bench. In addition it emerged that the Magdeburg Bench has changed its character since 16th century as a result of the participation of those who were educated on judicial science at universities. Furthermore a part of the final days of the Magdeburg Bench was showed by using the archival material which is newly discovered.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2011年度	700,000	210,000	910,000
2012年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,300,000	390,000	1,690,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：マクデブルク法、参審人、中世中・東欧、都市法、ザクセン・マクデブルク法

1. 研究開始当初の背景

ドイツ中世を代表する都市法であるマクデブルク都市法および同じくドイツ中世を代表する法書である『ザクセンシュピーゲル』は、密接に組み合わさり、現在の東・中歐に位置する地域で広く受容された。それら

の地域ではこの両者についての研究が、近年、とりわけ2004年のEU拡大以来、ザクセン・マクデブルク法研究として国際的かつ学際的に行われている。こうした研究により新しい史料校訂やモノグラフなどが公表されている。

さて、このマクデブルク法および『ザクセンシュピーゲル』を受容した都市からなる法圏では、マクデブルク市の参審人と呼ばれる集団の活動が重要である。彼らはマクデブルクにおいて法の担い手として活動していた。彼らが行うマクデブルク法圏の諸都市への法教示や「参審人判決」と呼ばれる活動はそれらの都市において実際の裁判において範とされ、またそれらが蓄積されて新たな法文献を形成した。当該地域における法の担い手としての役割のみならず、その後の同地域の法文化形成に与えた影響からしても非常に重要な意味を有しているにも拘わらず、マクデブルクの参審人については、近年活発化の度合いを増すザクセン・マクデブルク法研究を巡る情勢においても研究が行われておらず、主に 20 世紀前半までに蓄積された研究が批判的に検討されることなくそのまま用いられている。

しかし、マクデブルク都市法圏の最も根幹に位置する彼ら参審人についての知見は、同法に関する研究のみならず広く中・東欧の都市制度を研究する際にも比較対象として重要であり、その欠如は関連分野においても研究に大きな空白を生じさせている。本研究はこの問題に取り組む第一歩という意味を有している。

2. 研究の目的

本研究は上述の問題関心を背景として、大きく分けて二つの目的を有する。

1) 第一に、本研究は、マクデブルク参審人(団)の具体像を得ること、そしてそれにより、中世中・東欧の都市法研究の基礎的な資料を提供することを目的としている。マクデブルク都市法は同都市法を受容した地域の都市制度に影響を与えており、その制度は参審人制度を前提として成立するものだからである。

そこで本研究では特に、マクデブルク参審人にいったい誰が就任していたのか、という最も基本的な問題の解明に取り組んだ。マクデブルク参審人(団)の人的要素について検討することで、参審人(団)の性格のみならず、それがどのような変遷を遂げていったのかという点の解明にもつながる、と考えられるからである。

2) 第二に、本研究は、マクデブルク都市法の基本的な法史料の解明も目的としている。マクデブルクは度々戦禍や災害に襲われ、マクデブルク参審人が蓄積してきた法史料はほぼすべて焼失している。それゆえにマクデブルクの参審人の活動は彼らが法的つながりを有していた諸都市に残された法教示・法判告などから再構成される。

但し、そうした史料は、特殊な疑義が生じた場合に行われる法的照会に基づくものである。しかし、日常的に生じる法的問題においてマクデブルク法実務がどのように対応していたのかということを示す史料は限られている。

マクデブルクには史料が無いのであるが、マクデブルク都市法圏で第二の地位を認められていた、マクデブルクの隣市ハレには、参審人によって行われた裁判実務の記録が残されている。本研究はこうした史料の検討・校訂によってマクデブルク都市法圏における法生活についての資・史料を提供することもその目的としている。

3. 研究の方法

本研究は上述の目的を果たすために、それぞれについて以下の方法を用いた。

1) マクデブルク参審人(団)の人的な要素について解明するために、本研究はこれまでマクデブルク参審人として記録に残っている者を網羅的に調査する、プロソポグラフィ的な手法を採用した。実のところ、これまで一体誰が参審人であったのか、という基本的な問題さえ解明されてこなかったからである。

プロソポグラフィ的調査では、マクデブルク参審人団に直接関係する年代記のみならず、都市史関連文書集や近隣地域の年代記・歴史書などを網羅的に調査した。また、マクデブルク市や近隣地域の図書館に残されている未刊行史料も調査対象に含めた。さらに、これまでは全く等閑視されてきた点であるが、マクデブルク参審人と大学の関係にも着目し、同時代の大学学簿を調査した。

2) マクデブルク都市法圏の法史料の解明という点については、マクデブルク都市法圏第二の地位を有する都市ハレの参審人裁判記録のである『ハレ参審人台帳』の校訂作業を進め、一定の分量の史料を得た後、その内容につき法律術語などに焦点をあて検討を加えた。

4. 研究成果

本研究では、上記の研究方法により、以下の成果を挙げた。

1) 本研究では、マクデブルク参審人(団)のプロソポグラフィ的調査を行うことで、マクデブルクにおいて歴史上参審人職を務めた者を初めて網羅的に提示した。その際、これまで断片的には知られていた者もいたが、本研究によって初めてその存在が

知られることになった者も多い。

特に注目すべき点として、マクデブルク参審人となった者たちの出身家門、血縁・姻戚関係について解明したことが挙げられる。また、時代ごとに市政において権勢を誇った家門から参審人が輩出される傾向にあったことが明らかとなった。

また、マクデブルクの参審人制度は世襲制によるものであるという法史料上の記述により、市内の家門による世襲制であることが前提とされていたが、本研究により、後代になると参審人の中に市外出身者が増加することが示された。またその場合であっても、いずれかの形で市内の参審人輩出家系と姻戚関係などを有していたこと、さらに大学で学識法曹としての教育を受け、博士相当の学位を有していたことが分かった。また、こうした市外出身の学識法曹が参審人になるケースにおいては、大学での勉学期間中、いずれかの時期に、後に参審人として同僚になるマクデブルク市出身者と同時期に同一大学に在籍していることが分かり、大学が人脈形成の場として機能していた可能性があったのではないかと推測される。

本研究において特に重要であるのは、大学と参審人の関係が指摘されたという点である。これまでマクデブルクの参審人は大学を背景とした学識法曹とは無縁であると考えられてきたが、16世紀以降、参審人団に多くの学識法曹が参入していったことが本研究で明らかとなった。このことは上述の学識法曹で参審人となった市外出身者において特に顕著に表れている。結果として、マクデブルクの参審人団の消滅原因として考えられてきた、「学識法曹と無縁の時代遅れの参審人」という像は修正を迫られることになった。

このことと関連して、マクデブルク参審人団の消滅原因を探る上で、マクデブルク参審人団の最終期についての知見が重要となる。この点についても、文書館所蔵未刊行史料の調査によって、当時の様子についてその一端を示すことができた。例えば、1631年のマクデブルク陥落後、マクデブルクに参審人団を再興しようと後任人事を進めていた最後の参審人J・H・ヴァルターの手紙からは、当時同参審人団が近隣の、法科大学との連携を図り学識法曹主体の参審人団へと変貌を遂げていたハレやライプツィヒの参審人団と比肩しようとするような参審人団を目指していたこと、またそれを達成するための一手段として新規に参審人に採用する予定である者に相当の学識法的素養を求めていたことが窺われる。こうした史料からは、マクデブルク参審人団が16世紀以降、それまで有していた中

世的な参審人団からその性格を大きく変化させていった過程の一端が示された。

2) マクデブルク都市法圏での法実務史料については、本研究期間中、マクデブルク都市法圏第二の都市ハレの参審人台帳を校訂する作業を進め、一定程度、全体を通じた検討が可能となるまで史料が集積された。それらの史料を基に、法制度上の変遷や裁判実務への学識・ローマ法的な影響について法律術語のレベルで検討を行った。その結果、13世紀にまでさかのぼることのできるハレの裁判記録において、記述に用いられていた言語が、中世低地ドイツ語から中世高地ドイツ語へ漸次的に移行していくこと、またそのような一般的な推移の中でも、法律術語、わけでも恐らくザクセン・マクデブルク法地域に特有と思われる法制度に関係する術語や特定の言い回しについては、旧来からの中世低地ドイツ語的な表現が維持される傾向にあったことが分かった。

さらに、15世紀中頃から裁判史料にラテン語の法律術語が登場し始めることが明らかとなった。それらの単語は、恐らく同じ意味を持つと考えられるドイツ語系の術語と共に重ねて表記されるのが一般的であり、学識・ローマ法的な法概念が漸次的に浸透していったことを窺わせる。但し、これらの術語が登場する以前に既に彼らが学識・ローマ法的な法概念を有していたのか、また彼らがそれらの術語を正しい理解に立った上で用いていたのか、といった点については今後のさらなる検討を必要とする。

上述の1) および2) で挙げた研究成果は、一方はマクデブルク市の内部における動向を主要なテーマとし、他方はマクデブルク市を離れ、マクデブルク都市法圏内の主要都市ハレを舞台とする裁判実務をテーマとしているが、これらの検討により得られた新知見を統合することで、マクデブルク法の基本的制度であり、また同都市法の担い手でもあった参審人(団)について、これまでの研究の空白を埋める研究成果が得られたものと考えられる。

第一に、これらの研究成果は、東・中欧の中世都市研究にも比較研究の素材を提供するという点で大きな意味を有している。というのも、これらの地域にあるザクセン・マクデブルク法を受容した諸都市ではマクデブルク市と同様の都市制度、つまり参審人制度を基本的要素として含む都市制度によって運営されていたからである。これまではこれらの都市の範であったマクデブルクにおける同制度の運用実態が解明されていなかった

たが、本研究によって提示された新知見により、マクデブルク都市法圏での参審人制度の運用実態についての比較検討を行うことができるようになる。

また、第二に、これらの成果は、旧来の参審人による法実務とローマ学識法的な実務との関係性について新しい知見を提供するものとなっている。マクデブルクの参審人が活動の拠点としていた中部ドイツには、15世紀以降、ライプツィヒ、エアフルト、ヴィッテンベルク、ヘルムシュテット、イエーナ等、多くの都市で大学が設立され、それらの大学で法学教育を受けた者が後に参審人に就任するようになったのだが、これらの大学はその後の法学史においても非常に重要な地位を占めることになる。参審人が大学と密接な関係を有していたことを含め、マクデブルク参審人(団)についての研究からもたらされた諸事実は、都市法史に限らず、法学史にも新たな知見をもたらすことになる。この点についても今後さらなる検討を必要とする。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計5件)

- ①佐藤団、17世紀中頃のマクデブルク参審人団についての一考察——最後の参審人 J・H・ヴァルターの書簡にみる参審人団——、『法学論叢』、査読なし、172巻4・5・6号(2013)、529-550頁。
- ②佐藤団、マクデブルク法研究再考——プロソポグラフィ的検討による参審人団研究試論——(4・完)、『法学論叢』、査読なし、171巻4号(2012)、123-143頁。
- ③佐藤団、マクデブルク法研究再考——プロソポグラフィ的検討による参審人団研究試論——(3)、『法学論叢』、査読なし、171巻3号(2012)、27-52頁。
- ④佐藤団、マクデブルク法研究再考——プロソポグラフィ的検討による参審人団研究試論——(2)、『法学論叢』、査読なし、171巻2号(2012)、33-60頁。
- ⑤佐藤団、マクデブルク法研究再考——プロソポグラフィ的検討による参審人団研究試論——(1)、『法学論叢』、査読なし、171巻1号(2012)、24-49頁。

[学会発表] (計5件)

- ①佐藤団、「ザクセン・マクデブルク法圏におけるローマ・学識法についての一考察」、ローマ法研究会、2013年3月10日、京都大学。
- ②佐藤団、「中世都市裁判記録簿についての文献学的・法史学的研究——『ハレ参審人文書』を例として——」、京都大学法学研

究科基礎法学研究会、2013年3月2日、京都大学。

- ③佐藤団、招待講演 “Sachsenspiegel in der japanischen Forschung” “Von Sachsen-Anhalt in die Welt. Der Sachsenspiegel als europäische Rechtsquelle. Internationale Konferenz aus Anlass des 800. Jubiläums von Anhalt, 2012年10月2日、ケーテン城(ドイツ連邦共和国ザクセン=アンハルト州ケーテン市)。
- ④佐藤団、「プロソポグラフィ的検討によるマクデブルク参審人団研究試論」、法制史学会総会、2012年6月17日、金沢大学。
- ⑤佐藤団、「プロソポグラフィ的検討によるマクデブルク参審人団研究試論」、京都大学法学研究科基礎法学研究科、2012年3月10日、京都大学。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

佐藤 団 (SATO DAN)

京都大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：30612387

(2) 研究分担者

該当者なし

(3) 連携研究者

該当者なし